# 借入利率に関する特約書(しんきん個人ローン変動金利用)

#### 第1条 (借入利率の基準)

① 原契約の借入要項に定められた借入利率は、信用金庫の長期貸出最優遇金利(銚子信用金庫長期プライムレート、以下「基準金利」という。)を基準金利として、次条に従い借入期間中はその基準金利の変更に伴って、自動的に引上げまたは引下げられるものとします。

② 金融情勢の変化その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、信用金庫または債務者は相手方に対し基準金利に代え、一般に合理的と認められる金利を基準金利とすることについて、協議を求めることができるものとします。

### 第2条(借入利率の変更ならびに変更日)

- ① 借入利率は「基準金利」の変更の都度、その変動幅と同幅で引上げ又は引下げられるものとします。
- ② 前項の借入利率の変更は、基準金利の変更があった日の翌々月1日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から、適用するものとします。

#### 第3条(弁済方法)

- ① 弁済方法が元利均等割賦償還方式の借入で、借入利率の変更により元利均等割賦償還額に変更がある場合は、新借入利率・残存元本・残存期間等に基づいて算出した新弁済額を支払うものとします。
- ② この特約書により借入利率の変更があったときは、信用金庫は原則として変更後第1回目の約定返済日以前に、変更後の借入利率、返済額等を文書により通知するものとします。

# 第4条 (原契約等の適用)

債務者および連帯保証人は、この契約に関して、この特約書に定めのあるもののほかは、すべて原契約の各 条項の適用をうけるものであることを確認します。

## 第5条(条項の変更)

- ① 金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この条項の定め(借入金の利率、変動金利である旨の特約、基準金利の定め、適用期間、金利の適用基準日、返済方法に関する事項は除く)を変更する必要が生じたときには、これを変更できるものとします。
- ② 金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

(2020.4)